

告 示

富山県告示第202号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		高岡市農業協同組合
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	J A高岡ホームヘルパーステーション
	所在地	高岡市二塚339番地2
	介護保険事業所番号	1670200359
廃止の届出を受理した年月日		令和4年4月25日

富山県告示第203号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	16B0800035	
許可年月日	令和4年5月1日	
開 設 者	名称	医療法人社団翠十字会
	所在地	砺波市大窪17番地1
事 業 所	名称	砺波誠友病院介護医療院

富山県告示第204号

指定介護療養型医療施設の指定の辞退について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設から同法第113条の規定により指定の辞退の届出があったので同法第115条第2号の規定により次のとおり公示する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

介護保険事業所番号	1610810507	
指定辞退年月日	令和4年4月30日	
開設者	氏名又は名称	医療法人社団翠十字会
	主たる事務所の所在地	富山市上千俵町 103番地
施設	名称	砺波誠友病院
	所在地	砺波市大窪17番地1

富山県告示第205号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

金屋（4）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
----	----	----	---	----	------

砺波市		庄川町金屋	小川原	982番4	標柱1号
		〃	〃	986番1	標柱2号
		〃	〃	963番	標柱3号
		〃	〃	850番2	標柱4号
		〃	〃	858番	標柱5号
		〃	〃	868番地先	標柱6号
		〃	〃	872番地先	標柱7号
		〃	〃	826番2	標柱8号
		〃	〃	836番	標柱9号
		〃	〃	846番	標柱10号
		〃	〃	842番地先	標柱11号
		〃	〃	991番1	標柱12号

富山県告示第206号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

蓮町創業支援拠点運営共同体

代表者

株式会社バロン 富山市北代5298番地

構成員

合同会社シェアライフ富山 富山市奥井町10番24号

合同会社 plan-A TOYAMA 富山市大泉中町1番1号

3 指定の期間

令和4年6月1日から令和7年3月31日まで

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月16日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市坂東108番4			富山市高木西92番地2 ライブリー・TM・102 号	今川 尚紀 今川 梨花

